

山梨県公報

第千三百二十九号

平成十四年

十月二十一日

月 曜 日

目次

救急病院等の認定	五六三
家畜伝染病の発生	五六三
腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域の指定	五六三
道路の区域変更	五六三
県代行公共下水道設置工事の開始	五六四
県営土地改良事業の完了	五六四
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五六四

告示

山梨県告示第四百十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成十四年十月二十一日

一 救急診療所の名称及び所在地

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
順聖クリニック	甲府市湯村二丁目五番十九号

二 認定期間

平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

山梨県告示第四百十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十四年十月二十一日

山梨県知事 天 野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	ちみつば	患畜	三	井 葎崎市藤井町駒	平成十四年十月四日

山梨県告示第四百十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十四年十月二十一日

山梨県知事 天 野 建

一 指定区域

市町村名	地 名
葎崎市	穴山町、藤井町駒井、同町北下条、同町南下条、同町坂井、穂坂町三之蔵、同町宮久保、中田町中条、同町小田川、上祖母石、下祖母石、一ツ谷、若宮、富士見ヶ丘、富士見、葎崎町若下、同町上ノ山、清哲町折居、同町青木、同町樋口、同町水上及び神山町武田
明野村	小笠原の一部及び三之蔵

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十四年十月四日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年十一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区 間	新旧		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
都留市桂町九〇二番の二地先から 都留市桂町八九五番の十一地先まで	一・二 二・二 〇	五・〇 一・一 五	七〇・〇	七〇・〇

山梨県告示第四百二十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置する公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を次のとおり告示する。

平成十四年十月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 公共下水道の名称
武川村特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
武川村牧原地区、三吹地区、山高地区及び柳沢地区
- 三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置
- 四 工事の開始の日
平成十四年十月二十一日

山梨県告示第四百二十二号

県営土地改良事業（かんがい排水事業笛吹川地区）の工事は、平成十四年十月十一日をもって完了した。

平成十四年十月二十一日

山梨県知事 天野 建

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年十月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 未来山梨の二十一世紀を創る会
 - 2 代表者の氏名 内田清
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市北口二丁目一番五号 甲府サンゴルフビル四階
 - 4 定款に記載された目的
本会は、山梨において、地域社会を支える有為の人材の育成あるいは発掘を通じて、健全で活力ある地域社会の建設を目指して、政治・経済・教育・文化の各分野にわたる施策の提言、施策の普及・啓発という社会奉仕活動、とりわけ青少年の健全育成のための施策の提言、普及・啓発の活動の事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。